

関係事業主 様

(一社)中部労働技能教習センター

(一社)更埴労働基準協会

車両系建設機械(解体用)運転技能講習のご案内

機体重量が3トン以上の車両系建設機械(解体用)の運転(道路上を走行させる運転を除く)業務には、労働安全衛生法第61条、同法施行令第20条第12号(就業制限に係る業務)により、車両系建設機械(解体用)運転技能講習修了者でなければ従事することができません。つきましては、下記により車両系建設機械(解体用)運

衛生規則の一部を改正する省令(平成25年厚生労働省令第58号)に対応するものです。

講習日時	講習場所
令和8年12月7日(月)	(一社)中部労働技能教習センター 長野会場 長野市松代町東寺尾2681-3 TEL.026-278-9255
令和9年1月16日(土)	
令和9年2月8日(月)	
令和9年3月10日(水)	

※受付7時45分～ 開講8時

講習開始時間に遅刻をされた場合には講習時間が不足するため受講することができません。

受講資格等	学科時間	実技時間	受講料	テキスト代
車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習修了者	3時間	2時間	20,900円 (消費税1,900円)	2,200円 (消費税200円)

講習科目		講習時間	当日持参品
学科	作業に関する装置の構造、及び作業方法に関する知識	2.0	筆記用具
	運転に必要な一般的事項に関する知識	0.5	受講票
	関係法令	0.5	作業着・安全な靴
実技	作業のための装置の操作	2.0	軍手・雨具・ヘルメット(ある方)・長めの靴下

※印鑑(講習等最終日の修了証交付時に使用、なおサインでも可)

■受付定員 15名

■締切日 講習日の2週間前までにお申し込み下さい。(ただし、定員になり次第締切ります)

■申込み 受講申込書に

① 写真1枚(申込前6ヶ月以内に撮影、縦3cm×横2.5cm、裏面に写した年月日と名前明記)

② 車両系建設機械(整地・運搬・積込み用及び掘削用)運転技能講習修了証コピー

③※ 外国籍の方・・・※1 在留カード・住民票・旅券・外国人登録証明のいずれかの写し。

一般講習(日本語の理解力が十分な方の講習)受講を希望される方へのお願いを確認いただいたうえ、

※2 日本語の理解力申告書へご記入の上添付。

④ (一社)更埴労働基準協会 へお申し込みください。

〒388-8007 長野市篠ノ井布施高田96 TEL 026-292-0400 ・ FAX 026-293-0403

<http://www.k-rouki.or.jp>

■その他 「人材開発支援助成金」は、長野労働局 職業安定部 職業対策課 雇用指導係

(TEL.026-226-0866)へ、お問い合わせください。